

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 統計法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 6 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 43 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 16 条
【法令のあらまし】	全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法を変更することに伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について改正を行う。 (別表第 1 関係)
【改正される法令】	統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）